

2010

公民最新資料・データ

第22号 (2010年4月15日現在)

INDEX

資料編

実践報告 ゲーム理論で授業を創る…………… 2～3

本郷中学・高等学校教諭 横山 省一

2009年11月～2010年4月のできごと…………… 4

解説 ① 4月からここが変わる…………… 4

② 「真の多国籍企業」をめざして—リコール問題, 自動車業界再編… 5

③ 相次ぐ違憲判決—政教分離, 一票の格差…………… 6

④ 消える百貨店—変化する流通業界…………… 7

⑤ 1億人のつぶやき—twitter とは?…………… 7

⑥ 海洋生物, 保護か利用か—クロマグロとクジラ・イルカ… 8

⑦ ギリシャ財政危機—EUは同じ夢を見られるか? 9

⑧ 存在した「日米密約」…………… 10

⑨ 「子ども手当法」成立…………… 10

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等…………… 11～12

① 一般会計予算

② 公債依存度と公債残高の推移

③ 国連分担金改定

④ 日本の行政機構

情報源

資料編に関連するホームページのURL…………… 12



第一学習社

1. 社会科の授業で実験？

実験の授業といえば、ふつうは理科をイメージするでしょう。社会科で実験を取り入れた授業を受けた高校生は、ほとんどいないと思われます。

だから政治・経済や現代社会の授業で「これから実験をするよ！」と言えば、きっと生徒は驚くでしょうし、ワクワクして授業に参加してくれるのではないのでしょうか。

そこで、ゲーム理論の知見にもとづく実験の授業実践例を紹介するのが、本稿の目的です。

近年の経済学では、ゲーム理論がその発展に大きく貢献しています。2005年にはトーマス・シェリングとロバート・オーマンがゲーム理論に関する功績でノーベル経済学賞を獲得しました。そのようなゲーム理論で開発された実験にはさまざまなものがありますが、ここでは特別な道具を必要とせず、普通教室において手軽に実践できるものを一つ紹介しましょう。

その実験とは「最後通牒ゲーム」です。以下で実験の意義や授業の進め方などを説明していきます。

2. 最後通牒ゲームとは

(1) ゲームの意義

- ①人間はどこまで合理的に考えているのでしょうか？どこまで先を見通して行動できるのでしょうか？
- ②人間は本来、相手のことを気遣う優しい動物なのでしょうか？それとも自分のことしか考えない、利己的な存在なのでしょうか？
- ③人間は自分さえ損しなければあとはどうでもいいと考えるのでしょうか？それとも社会的な不平等を許さないということを自分の利益よりも優先するのでしょうか？

①～③の疑問について、さまざまな答えが考えられますし、先生も自分なりの意見をおもちのことでしょう。しかし、もし実験で答えを確かめられたら、すごいことだと思いませんか？

これから紹介する実験は、この①～③の疑問にある程度答えてくれる実験なのです。もちろん「ある程度」であって完全ではありませんが、その結果が大変興味深いものであったため、最後通牒ゲームは経済学に関する実験のなかでも最も有名なものの一つになっています。

(2) 授業の進め方

事前にプリントを用意し、2人分の生徒の名前を書く欄、金額を書く欄、○か×を書く欄を設けます。

そして授業に入りますが、最初に生徒を2人1組にし

ます。プリントを配布したのち、生徒を親と子に振り分けします。生徒自身に決めさせてもよいし、じゃんけんで決めてもよいでしょう。決めたら名前をプリントに記入させます。

次にルールを説明します。

まず、親は教員から1,000円を受け取るものとします。金額はいくらでもいいのですが、ここでは1,000円にしましょう。もちろん実際には渡せないで、「本当に1,000円をあげるわけにはいかないけれど、もらったと思ってゲームしてね」と生徒に伝えます。なお、実際にお金を渡しても渡さなくても、実験結果にはほとんど影響しません。

次に、生徒にこのように伝えます。

1,000円は親と子で分けます。親がいくらもらって子がいくらもらうか、という配分は、親が自由に決めることができますとします。親は1,000円のうち、いくら子に配分するか、プリントに記入してください。

次に、子はその金額を見て、受け入れるか拒否するかを決めます。もし、子が受け入れれば、その配分が実現するものとします。子が拒否すれば、1,000円は先生に返却します。だから、子が親の提案を拒否した場合、親も子も1円も受け取れないということです。金額を見て、受け入れるのだったらプリントに○を、拒否するのだったら×をプリントに書いてください。

そして実験スタート。さて、親の生徒はどんな金額を示し、子は○と×のどちらを答えるのでしょうか。これをお読みの先生も、まず親になったつもりで、自分だったらいくらを提示するか考えてみてください。次に自分が子の場合、いくらだったら○を書くか、考えてみてください。

(3) ゲームの「正解」

実は、このゲームには「正解」が存在します。わかりましたか？

ただし、一つ断っておくことがあります。この場合の「正解」とは「こう答えるべきだ」というものではなく、「理論的にはこういう答えとなるはずだ」というものです。したがって「正解」とは異なる金額を選択してはならない、というわけではありません。なぜなら、人生における選択がいつも理論的に正しい必要はないからです。たとえ理論的におかしかったとしても、自分が望む選択を実現することが自由ということです。憲法で自由が保障された日本では、(他者の人権を踏みにじらない限り)理論よりも感情にしたがって生きることが可能ですし、そのような生き方を何人も否定することはできません。したがって、「正

解」を答えなかったことは、なんら問題ではないのです。

なお、余談ですが、このように「人生における選択は必ずしも理論的に正しい必要はない!」とあつく語ると、生徒は感動してくれます。

さて話を戻しますが、「正解」を發表しましょう。それは、

「親は1円を提示、子はそれを受け入れる」

というものです。なぜでしょう？

子は拒否すれば1円も受け取ることができません。したがって1円でも提示されれば、受け入れるはずです。それを親がわかっているならば、子には1円を提示し、999円を手に入れようとするはずです。理論的にはこのように答えるのが「正解」です。

(4) ところが実際にやってみると…

実際のところ、生徒はどのように答えるのでしょうか。

私がここ2、3年で7回ほど実施した結果では、親が提示金額の平均は毎回約500円となります。いろいろ文献をあたってみると、経済学者が大学などでおこなった場合でも同様になるそうです。すなわち親は、年齢に関係なくほぼ折半にしようとするケースが多いのです。

また、子は自分に配分された金額が500円を下回る割合に応じて拒否の数が増える傾向にあります。200円を切るとほとんどの場合、子は拒否しています。これも先ほどと同様に、高校生も大学生も同じ傾向が見られます。

ほとんど100%に近い確率で、先生が担当するクラスで実施した場合も、同様の結果となるでしょう。

これは何を意味するのでしょうか。

(5) 結果から学べること

解釈の一例を示しましょう。(1)の①～③を思い出してください。まず①については、表面的には人間の合理的でない側面が現れた、といえるでしょう。意外と人は先のことまで考えないようです。②と③ですが、本来なら1円でもいいのに親は約500円を提示するわけですから、自分だけ得をしないようにと相手のことを気遣っていると考えることができます。また、子は自分が損しても提案を拒否する場合があります。これは不公正な決定を許さない、という本能のようなものを人間がもっている証と考えることも可能でしょう。もちろん、この解釈はあくまで一例で、経済学者のなかでもさまざまな解釈が提示されています。先生ご自身で、ぜひ自分なりの解釈をしてみてください。

(6) 最後通牒ゲームの使い方

ゲームをするだけで、学習内容に結びつけなければ授業になりません。それでは、どのような単元で最後通牒ゲームを実施すればいいのでしょうか。

それは、このゲームの結果をどのように解釈するか、ということに関わってきますが、私は経済史や経済学説史を

扱う授業でこのゲームを実施しています。たとえば現代社会でいうと、第一学習社『高等学校 改訂版 現代社会』では「1 経済社会と経済体制」(p. 74～76)にあたる単元です。ここで扱うことにしているのは、歴史的な内容を扱う単元は、歴史を苦手としている生徒の眠気を誘ってしまいやすいので退屈させない授業を展開したいからです。しかし、最も大きな理由は、資本主義社会でも協調や協力ができる、ということをおわかってもらうためです。

資本主義の基本原理は自由競争です。しかし、競争ばかりではありません。長引く不況や格差の広がりの原因を自由競争にあると考え、競争原理を批判する言説が多く見られますが、資本主義社会であつても生き馬の目を抜く「だけ」ではありません。最後通牒ゲームの親にみられるように相手を気遣い、子のようにたとえ自分が損をすることになつても不公正な決定を拒む、ということがあるのです。すなわち、高校生が近い将来飛び出していく社会は決して厳しいだけの社会ではない。こういうことを生徒に理解してもらいたくて、私は経済史・経済学説史の授業で最後通牒ゲームを実施しています。

3. 実験と授業の関係

どんな目的であれ、最後通牒ゲームは、実施すればほぼ間違いなく盛り上がるでしょう。私の授業でも、生徒はワイワイ楽しくゲームに参加してくれました。やはり生徒はただ黙って座っているより、なんらかの作業がある方がいいのでしょうか。作業、しかもそれがゲームの要素をもっているとなれば、盛り上がるのは当然のことかもしれません。

さて、私が勤務する本郷中学・高等学校は、私立の男子校です。また、同じ入試を勝ちあがってきているので、生徒間での学力差は、ほぼないといえます。したがって最後通牒ゲームをするときは、同程度の学力をもった男子同士という、非常に同質性の高いペアになるわけです。

それでは女子と女子や、男子と女子のペアで最後通牒ゲームを実施した場合は、どうなるのでしょうか。それは私が確かめることはできません。2(4)で述べたとおり、男子同士の場合と同様の結果になるとは思いますが、これをお読みの先生が、共学や女子校にお勤めであつたらぜひ実施していただき、結果を教えていただけると助かります。

4. ゲーム理論で授業を創る

本稿では最後通牒ゲームを例として、ゲーム理論にもとづいた授業を提案しました。冒頭で述べたとおり、ゲーム理論は多くの関心を集める分野となっており、最後通牒ゲームの他にもさまざまな実験が開発されています。

ここまで読んで下さった先生が、授業にゲーム理論の知見を取り入れて、今まで以上に生徒を惹きつける授業を実践されたなら、これにまさる喜びはありません。

2009年11月～2010年4月のできごと

(注)○内の数字は月を示す。下線部①～④は解説の掲載を示す。

政治	経済	社会・文化	国際情勢
⑪11日、2010年度予算のムダを削減するための「事業仕分け」がスタート。仕分けの対象は447事業。 ⑪13日、オバマ米大統領が初来日し、鳩山由紀夫首相と会談。 ⑫24日、東京地検特捜部は鳩山首相の元秘書を政治資金規正法違反で起訴。その後も民主党議員とその秘書や、同党支持団体の「政治とカネ」の問題が相次ぐ。 ①15日、インド洋における海上自衛隊の給油活動が終了。 ①24日、米軍普天間飛行場の移設問題が争点となった沖縄県・名護市長選挙で、県外移設を訴えた稲嶺進氏が当選。 ③9日、⑧日米間の密約の存在をめぐる、外務省の有識者委員会は3つの「密約」を認定。 ③24日、④2010年度一般会計予算が成立。 ③26日、⑨「子ども手当法」が成立。 ③31日、①「高校無償化法」が成立。 ④10日、無所属の平沼赳夫や自民党離党議員が新党「たちあがれ日本」を結成。	⑪25日、②トヨタ自動車はアメリカで販売した乗用車の自主改修を発表。その後も世界各国でリコールを実施。②24日、豊田章男社長がアメリカ下院の公聴会で証言、謝罪。 ⑫9日、②自動車メーカーのスズキとフォルクスワーゲンが資本・業務提携で合意。④7日、日産・ルノーとダイムラーも提携を発表。 ①1日、④社会保険庁の後継組織である日本年金機構が発足。 ①19日、日本航空が経営破たん。 ②8日、食品メーカーのキリンHDとサントリーHDが経営統合の交渉終了を発表。 ③1日、Jフロンティアリング傘下の大丸と松坂屋が合併。④各地で百貨店の閉店が相次ぐ。	⑪5日、国内初のブルサーマル発電となる佐賀県の玄海原子力発電所3号機が起動。 ⑫14日、「布川事件」で無期懲役の判決を受けて服役し、仮釈放中の男性2人の再審が決定。 ⑫28日、③2009年8月の衆議院議員総選挙での「一票の格差」について、大阪高裁が違憲判決。 ①20日、③北海道砂川市が市内の神社に公有地を無償提供していることに、最高裁が違憲判決。 ②12日、第21回冬季オリンピックがカナダ・バンクーバーで開幕。82の国・地域が参加。 ②27日、チリで大地震が発生。日本では17年ぶりの大津波警報が発令。⑤原口総務相はtwitterで情報提供。 ③12日、⑥海上保安庁は反捕鯨団体シーシェパードの元船長を艦船侵入容疑で逮捕。 ③22日、米大手検索サイト・グーグルが中国から撤退を発表。 ③29日、水俣病被害者団体が国・熊本県・チッソと和解合意。	⑫1日、⑦EUの新条約（リスボン条約）が発効。③25日、EUは財政危機に直面しているギリシャへの支援をめぐり首脳会議を開催。 ⑫7日、気候変動枠組み条約第15回締約国会議が開幕。 ⑫10日、「核兵器のない世界」を訴えるオバマ米大統領がノーベル平和賞を受賞。 ①12日、ハイチで大地震が発生、被災者は約300万人。 ②23日、スーダン・ダルフールの内戦で、政府と反政府勢力が暫定休戦に合意。 ③18日、⑥ワシントン条約第15回締約国会議で大西洋クロマグロの禁輸案が否決。 ③29日、ロシア・モスクワの地下鉄で連続自爆テロ。 ④8日、米ロ両大統領がチェコ・プラハで新しい核軍縮条約に調印。 ④12日、アメリカ・ワシントンで核安全保障サミットが開幕。

解説

1

4月からここが変わる

年金・医療	■国民年金 保険料が月額440円アップし、15,100円に。 ■協会けんぽ 保険料率が8.2%から9.34%にアップ(全国平均)。 ■後期高齢者医療制度 保険料が年間1,300円アップし、約63,300円に(全国平均)。 ■診療報酬 全体で0.19%アップ。外来受診の窓口負担も増える。	労働	■賃金 1か月につき60時間を超える時間外労働(残業)に対する割増賃金率が25%から50%にアップ(中小企業は適用猶予)。 ■休暇 1年間に5日まで、時間単位の有給休暇の取得が可能に(労使協定が前提)。 ■雇用保険 非正規社員の加入条件が緩和され、週20時間以上の勤務・31日以上雇用見込みで加入が可能に。雇用保険料率は賃金の0.8%から1.2%にアップ。
教育・育児	■高校の授業料 公立高校では授業料を徴収せず。私立高校でも、生徒1人当たり年間12万円(低所得世帯は増額)を支給、実質無償化。 ■子ども手当 中学生までの子ども1人当たり月額13,000円を支給(6月から)。	環境	■エコポイント 薄型テレビの省エネ基準を引き上げて、より省エネ性能の高い商品のみがエコポイントの対象に。 ■企業の二酸化炭素排出削減 東京都では大規模事業所に5年間で基準値から6～8%削減を義務化。排出量取引制度も導入される。
税金	■自動車重量税 自動車を購入したときや車検の際に納める自動車重量税が重量0.5トン当たり1,300円減税。	交通	■高速道路料金 首都高速と阪神高速の平日日中のETC割り引き終了。 ■航空運賃 日本航空が燃油サーチャージ(4～6月分)を値上げ。
農業	■戸別所得補償 減反に協力するコメ農家に対して、赤字の一定分を補てんする。補償金の支給は12月～来年3月。		

●リコール問題で「世界のトヨタ」の安全神話にブレーキ

世界第1位の自動車メーカー・トヨタ自動車が、世界的なリコール(回収・無償修理)問題に見舞われた。トヨタのリコール問題は、2009年8月のアメリカ・カリフォルニア州での「レクサス」の急加速による死亡事故を発端としている。この事故に対し、トヨタはフロアマットがずれてアクセルペダルに引っかかり、戻らなくなったことが原因であると、同年9月、所有者に純正品でないフロアマットの取り外しをよびかけた。その際、トヨタは車両には欠陥がなく、所有者のフロアマットの使い方の問題であるとの説明をおこなった。しかし、所有者の自己責任とするトヨタの説明は、消費者軽視の姿勢と受け取られ、アメリカでのトヨタに対する不信につながった。NHTSA(アメリカ道路交通安全局)はトヨタの対応を非難したため、2010年1月、トヨタはアクセルペダルに不具合があるとして、アメリカで8車種のリコールに踏み切った。しかし、同時に2008年12月にヨーロッパでアクセルペダルの不具合を把握し、トヨタがヨーロッパで部品の素材を変更していたことが発覚した。アメリカでも同じ部品を使用しており、急加速の苦情や事故があるなか、対策を怠ったトヨタに対し、アメリカの消費者の不信感は決定的なものとなった。

2010年2月には、日本でハイブリット車・新型「プリウス」のブレーキが利きにくくなる問題が発覚した。横滑り防止装置ABS(アンチロック・ブレーキ・システム)の制御プログラムに原因があったが、トヨタは当初、所有者の感覚の問題であると説明し、日本国内でも消費者の不信感を強めた。トヨタは、ハイブリット車4車種のリコールを発表したが、アメリカ下院は、トヨタの相次ぐ不具合問題に対し、欠陥隠しの疑惑があるとして、公聴会を開催した。

2008年12月	ヨーロッパでアクセルペダルの不具合情報を把握 →「安全上の重大な欠陥ではない」と判断
2009年8月 11月	アメリカで「レクサス」の暴走死亡事故発生 トヨタ、アメリカで8車種426万台に、アクセルペダルを短くする自主改修(安全や環境に直接関係のない品質上の不具合を自主的に修理)を発表
2010年1月 2月	トヨタ、アメリカでアクセルペダルの不具合に対し、8車種230万台のリコールを発表 アクセルペダルの不具合により、中国で7万5,000台、ヨーロッパで171万台のリコールを発表 日本で新型「プリウス」のブレーキに対する苦情が多発 トヨタ、ハイブリット車4車種43万7,000台のリコールを発表 アメリカ下院で公聴会が開催。豊田章男社長が出席

▲トヨタのリコール問題(「毎日新聞」2010年3月10日などを参照)

アメリカ下院でのトヨタのリコール問題をめぐる3度の公聴会は、中間選挙を控えるアメリカの議員にとって、「国民の安全を守る」という名目で大企業を追及する「政治ショー」としての色彩が強かった。特に、豊田章男社長が出席した2回目の公聴会は注目を集め、豊田社長は対応の遅れを謝罪したうえで、品質管理体制の強化など誠実な対応を約束した。しかし、3回の公聴会を通じて、急加速の原因などの根本的な問題は解決されなかった。今後、トヨタに対し、民事制裁金などの措置が検討されている。

●急スピードでおこなったトヨタの事業拡大のツケ

一連のリコール問題の原因として、豊田社長は、事業の急拡大に、人材育成や組織の拡大がついていけなかったことをあげた。1990年代後半からトヨタはアメリカでの生産能力を増大させ、2007年には世界販売台数第1位を獲得し、そのうちの約3分の1を北米で販売した。しかし、一方で、品質管理を担える技術者の数を急に増やせず、品質低下への懸念が高まっていた。また、リコールの決定権限などが、日本本社のみにあった体制にも、今回の問題で批判が集まった。トヨタは、アメリカ下院の公聴会で、世界各地で人材育成をおこなうことや、海外現地法人の意見を反映できる体制の整備などの改善策を示した。豊田社長は、「安全、品質、量を優先順位としてきたトヨタ経営の原点に帰る」としているが、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を徹底し、「真の多国籍企業」となれるかが問われている。

●新興市場の取り込みにダッシュする自動車メーカー

世界的な規模で経営戦略を立てて活動する多国籍企業は、一般的に雇用増大や技術の向上、輸出の増大など、受入国の経済に好影響をもたらす反面、トヨタのリコール問題のように受入国で問題をかかえることもある。また、多国籍企業は世界経済の影響を受けやすく、2008年以降の世界同時不況の影響は自動車業界を直撃した(公民最新資料・データ第21号を参照)。自動車業界の再編が進むなか、販売市場の中心は日米欧から中国、インドなどの新興国に移行し、自動車メーカーは低価格と環境技術開発への対応を迫られている。2009年12月、中国市場でトップシェアを誇るVW(フォルクスワーゲン、独)とインド市場でトップシェアを誇るスズキの提携が発表され、世界販売台数第1位の規模となった。また、2010年4月には、日産とルノー(仏)が、ダイムラー(独)との提携を発表した。自動車大手メーカーが新興市場に照準を合わせるなかで、「真の多国籍企業」として自覚ある活動をおこなえるかが、注目されている。

●政教分離をめぐる違憲判決

行政が宗教施設に土地を無償^{むしやう}で提供したことに対して、2010年1月20日、最高裁判所は政教分離の原則に反するとして、違憲の判断を下した。政教分離をめぐる最高裁で違憲判決が出たのは、1997年の愛媛玉ぐし料訴訟以来、2例目である。

今回の訴訟は、北海道砂川市^{すながわ}が市内の空知太神社^{そらちぶと}に公有地を無償で提供していたことが、信教の自由を保障した憲法第20条と公^{おおやけ}の財産を宗教団体のために使うことを禁じた憲法第89条に違反しているとして住民が起こしていた。

一方の砂川市側は、「空知太神社と一体になっている建物は地域住民の集会所に利用されているという実態などから、特定宗教の援助にはならない」と主張した。

●最高裁の違憲判決の理由は？

最高裁は、「神社の祠^{ほくら}や鳥居などが設置されており、建物は明らかに神社施設である。そのため、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむをえない」と判断した。そして、「総合的に判断すると、憲法第89条が禁止する公の財産の利用提供にあたり、ひいては憲法第20条1項後段が禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当する」とし、一審(地裁)・二審(高裁)の判決と同様に違憲とした。

ただし、一審・二審では、住民が求めている神社の撤去が認められていたが、最高裁では、神社の撤去以外にも市から神社への土地の譲渡や、適正な価格での貸し付けによって、違憲状態を解消することができるとして、違憲状態解消のための手段を検討するよう審理を高裁に差し戻した。

政教分離に関する日本国憲法の条文

第20条【信教の自由】 ①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第89条【公の財産の支出又は利用の制限】 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

なお、この裁判とあわせて、同市内にある富平神社^{とみひら}の敷地となっている公有地を、市側が町内会に無償で譲与^{じやうよ}したことが政教分離の原則に反しているかどうかについても、最高裁で争われた。この件に関して最高裁は、譲与は違憲の疑いがある状態を解消するためのものであり、合憲であるとして、上告を棄却^{ききやく}した。

●衆院選「一票の格差」をめぐる違憲判決

2009年8月30日におこなわれた衆議院議員総選挙での「一票の格差」、つまり、選挙区間で議員1人当たりの有権者数に差が生じている問題についても、高等裁判所レベルで違憲判決が相次いだ。

問題となった衆院選の「一票の格差」は、小選挙区で最大約2.3倍であった。このため、「格差は法の下での平等に反して違憲であり、選挙は無効である」として、全国8か所の高裁・支部に提訴されていた。この裁判での違憲判決が同年12月28日の大阪高裁を皮切りに、広島、名古屋、福岡高裁でも出された。なお、公職選挙法は選挙の効力に関する訴訟の提訴先を地裁ではなく高裁としている。

●画期的な違憲判決

国政選挙での「一票の格差」をめぐる違憲、または違憲状態とする判決は、最高裁では衆院選で4回、参院選で1回出されている。しかし、これまでの最高裁の違憲判決は1994年以前の中選挙区制に対するものであり、また、衆院選で3倍未満、参院選で6倍未満の格差は合憲とされてきた。今回の違憲判決は、高裁レベルではあるが、小選挙区比例代表並立制に変更されて以降のものであり、2倍に達する格差は違憲とした点で画期的である。

これまでの違憲判決と同様に、原告の請求自体は「選挙を無効とした場合は公の利益に著^{いちじる}しい障害が生じる」との事情判決により、却^{きやつ}下された。このため、原告は最高裁に上告しており、今後の最高裁の判断が注目される。

「一票の格差」は、人口の多い都市部と人口の少ない地方の間で著しい傾向があり、地方の当選者の得票数よりも、都市部の落選者の得票数のほうが多いこともしばしばみられる。有権者の一票の価値を同等にするために、速やかな是正措置をとることが立法府に求められている。

衆議院小選挙区〔高知3区を1.00とした場合〕



参議院選挙区〔鳥取を1.00とした場合〕



赤字は議員1人当たり有権者数(2009年9月2日現在)

▲国政選挙での「一票の格差」(総務省資料)

消える百貨店 ― 変化する流通業界

2010年1月26日、セブン&アイ・ホールディングスは西武百貨店有楽町店を年内に閉店すると発表した。28日にはH₂Oリテイリングが阪急阪神百貨店の四条河原町阪急を秋に閉店すると発表。百貨店業界の厳しさはここ数年伝えられてきたが、各百貨店の「顔」ともいえる店舗の相次ぐ閉店に、深刻な百貨店不況を感じさせる年明けとなった。

●相次ぐ百貨店の閉店

1991年に9.7兆円あった百貨店業界の売上高は、2009年



▲2010年閉店予定の百貨店（「朝日新聞」2010年3月15日などを参照）

には6.5兆円にまで落ち込んだ（日本百貨店協会調べ）。バブル崩壊とその後の不況、消費者の高級品離れなどがあり、その変化に百貨店が対応できなかったことが大きな原因としてあげられている。グループの再編も進み、採算のあわない店舗は閉鎖が進んだ。地方の店舗だけでなく、大都市の店舗までが閉鎖されているのが、近年の状況である。

●百貨店はなくなるのか？

一方、流通業界で勢いがあるのが、ユニクロなどのファストファッション、ヤマダ電機などの家電量販店である。2000年9月に閉店した有楽町そごうの跡にはビックカメラが入り、百貨店の一等地といわれる銀座にもユニクロやH&Mが出店している。街の姿は明らかに変わってきている。

では、百貨店はなくなってしまうのだろうか？

百貨店が生き残るひとつのヒントが、インターネットにあるのではないだろうか。2010年3月に東武百貨店で開催された楽天の人気ショップの物産展は、これまで百貨店をあまり利用しなかった若い層を引きつけた。また、百貨店自体のオンラインショップも、贈答品需要が高く、売上を伸ばしている。これまでのように「高価なものをたくさん並べる」のではなく、新しい試みが求められている。

1億人のつぶやき ― ツイッターとは？

「twitter」 ― 最初は読み方すらわからなかった、アメリカ発のウェブサービスが、今、日本で利用者を急速に伸ばしている。全世界の利用者は1億人を超え、日本でも500万人を超えたとされている（ネットレイティングス調べ）。

ミニブログの一種と分類されるツイッターは、一度に140字しか入力できない。「140字では何も伝えられない」と侮るなかれ。今や首相や経営者が一般人と直接つながり、新しいビジネスや人間関係が生まれようとしているのである。

●ツイッターが情報収集・情報発信を変える

ツイッターの書き込みには「おなかすいた」など、他愛もないものも多い。しかし、それもとまってくると、個人の行動範囲や考え方などが見えてくる。気になる人のつぶやきはいつでも読めるようにしたり、コメントしたり、引用したりできるので、ゆるやかなコミュニケーションツールとしても使える。この人間関係を土台にして、有益な情報収集ツールとしてツイッターを活用する人も多い。

右に、最近のツイッターに関するニュースの例を示した。

2009年 1月	アメリカのハドソン川飛行機不時着事故で、近くにいた男性が写真をツイッターに投稿。どのメディアよりも早い報道で、中継メディアとしてのツイッターへの関心が高まった。
6月	イラン大統領選への抗議活動をツイッターが後押し。情報交換に支障がないよう、ツイッターのメンテナンスをイランの夜中にあたる時間におこなう動きもあった。
2010年 1月	鳩山首相がツイッターをはじめる。前後して、政治家のツイッター利用が増加した。
2月	ソフトバンクの孫正義社長が動画配信サービス「Ustream」の日本語化をツイッターで明言。ツイッターに寄せられたコメントに応えたもので、一般人の要望が経営者に直接伝わる例として話題になる。

ツイッターは、ほかのウェブサービスとくらべて、情報リテラシーの高い利用者が多いといわれている。書き込みには個人の行動を特定できるものやスパム（悪質なサイトなどに誘導するもの）も多いのだが、今のところはあまり大きな問題にはなっていなかった。しかし今後、利用者が増えてくると、安全とはいいいきれない。便利で楽しいサービスを利用するには、同時にその危険性や適切な利用方法も学ぶ必要がある。

①クロマグロをめぐる動き

●クロマグロの商業取引禁止の提案

2010 年 3 月、ワシントン条約第 15 回締約国会議がカタルのドーハで開かれた。この会議では、乱獲により個体数が減少しているとして、大西洋クロマグロを、絶滅のおそれのある野生動植物の商業目的の国際取引を禁止するワシントン条約附属書 I へ掲載する案が、モナコにより提出された。

モナコは、地中海を含む東部大西洋において、クロマグロは乱獲により 50 年間で 74% 減少しており、「絶滅のおそれのある種で取り引きにより影響をうけているもの」という附属書 I への掲載基準を満たしているとした。一方、日本は、クロマグロは産卵数が多く、現在の漁獲に耐えることができるため、きちんと管理して食料として利用すべきであるとして、附属書 I への掲載に反対の立場をとった。

EU やアメリカがモナコの提案を支持するなか、中国、韓国、オーストラリアや、アジア・アフリカの漁業国が反対を表明し、投票の結果、モナコの提案は否決された。

●問われる今後の取り組み

大西洋におけるマグロ類の資源管理は、大西洋マグロ類保存国際委員会 (ICCAT) でおこなわれている。2009 年の会合で、2010 年のクロマグロの漁獲枠を 2009 年比 38.6% 減の 13,500 トンとすることで合意したが、管理が十分ではないとの指摘もある。今後は、科学的なデータにもとづき、資源管理をいっそう厳格におこなう必要がある。

日本は世界最大のマグロ消費国で、特に高級種とされるクロマグロの供給量は、1998 年の約 2 倍となっている。また日本は、稚魚を捕獲して大きく育てた「畜養」によるクロマグロを大量に輸入しているが、稚魚の捕獲は産卵可能な個体数の減少につながるため、絶滅の危険があると指摘されている。そのため、人工孵化から育った親魚が産んだ卵から孵化させて育てる「完全養殖」によるクロマグロの量産も必要になっている。さらに、特定の種類だけを食

べるのではなく、環境に配慮した食生活をおこなうことも求められている。今回のモナコの提案は、生物資源の管理の問題だけでなく、私たちの食生活への警鐘ともいえる。

②クジラ・イルカをめぐる動き

●日本の調査捕鯨・イルカ漁に対する抗議、批判

2010 年 2 月、南極海で日本の調査捕鯨船への妨害行動をおこなっていた環境保護団体シーシェパード(本部：アメリカ)のアディ・ギル号の船長を、調査捕鯨船「第 2 昭南丸」への侵入により、日本に連行し、逮捕・起訴した。シーシェパードは、クジラやアザラシなどの海洋生物を守ることが名目に、直接行動をとるよう抗議活動をおこなっており、これまでもさまざまな問題を引き起こしてきた。

また、日本のイルカ追い込み漁を批判的に描いた映画「ザ・コーヴ」が、2009 年度アカデミー賞の長編ドキュメンタリー賞を受賞した。この映画には、イルカを殺すショッキングな映像が含まれるが、事実の誤認があることも指摘されている。赤松農水相は、「誤解にもとづくところが多く、日本人は野蛮だというメッセージになっている」と批判した。

●日本の捕鯨・イルカ漁の現状

日本は、①クジラは重要な食料資源であり、科学的事実にもとづいて、持続的に利用されるべきである、②習慣・食文化はそれぞれの地域の環境により歴史的に形成されてきたものであり、相互に理解することが必要である、との認識のもと、商業捕鯨の再開をめざしている。

現在、和歌山県太地、千葉県和田、宮城県鮎川、北海道函館、網走で小型クジラの捕鯨をおこなっている。捕鯨はこれらの地域にとって重要な経済的基盤であるとともに、歴史的・文化的にも重要な意義をもっている。また、イルカ類(小型鯨類)は、国際捕鯨委員会 (IWC) の管轄外であるが、日本では持続的な利用をおこなうとの立場から、許可制度を設けてイルカ漁をおこなっている。

環境保護の立場からは、クジラやイルカは高い知能をもつ生物であり、これまでの捕獲により資源量が減少しているため、殺すことは許されないとの指摘がある。しかし、捕鯨・イルカ漁の伝統がある日本からすれば、牛や豚は食することが許されるのに、なぜクジラはいけないのか、文化的な多様性は認められるべきであるという思いがある。海洋生物の保護か利用かという二者択一ではなく、文化的な背景を考慮し、科学的データにもとづいて、クジラと共存していくことをめざしていかなければならない。

■ワシントン条約 (CITES)：1972 年の国連人間環境会議における勧告をもとに 1973 年に採択された。絶滅のおそれの程度に応じて附属書 I～III に掲載され、もっとも厳しい附属書 I に記載されると、商業目的の国際取引が禁止される。

■調査捕鯨：クジラの生態、生息数、餌など資源管理に必要なデータを得るために、南極海や北大西洋上でミンククジラ、ニタリクジラ、マッコウクジラの 3 種類のクジラを捕獲している。調査後のクジラは、可能な限り加工して利用しなければないと国際捕鯨取締条約に規定されている。

加盟国ギリシャの財政危機から広がった信用不安に、欧州連合(EU)が揺れている。

●EUを揺さぶるギリシャの財政危機

ギリシャの財政危機が問題化したのは、2009年10月の政権交代の後、新政権が2009年の財政赤字は対GDP(国内総生産)比で12.7%に達すると発表したことによる。前政権はこの数値を3.7%としていたため、財政赤字を隠していた疑いが浮上し、ギリシャ政府に対する信頼は失墜した。ギリシャは財政赤字だけでなく、公的債務も3,000億ユーロ(約38兆円)に迫るといふ危機的な状況にあり、債務不履行や財政破綻の可能性まで指摘されていた。

また、ギリシャの財政危機によって、ポルトガル、イタリア、アイルランド、スペインという南欧を中心とした国々の財政赤字も不安視されている。これらの国々は、各国の頭文字をとって「PIIGS」とよばれており、ギリシャの財政危機を受けて株価が急落した。

	経済 成長率(%)	財政赤字 (対GDP比)(%)	失業率 (%)
ドイツ	-5.0	3.4	7.7
フランス	-2.2	8.3	9.5
イタリア	-4.7	5.3	7.8
スペイン	-3.7	11.2	17.9
ギリシャ	-1.1	12.7	9.0
ポルトガル	-2.9	8.0	9.0
ユーロ圏 (16か国)	-4.0	6.4	9.5

▲ユーロ圏のおもな国の財政状況(「読売新聞」2010年2月7日を参照)

ギリシャは共通通貨ユーロを導入していたため、信用不安はEUのユーロ圏諸国全体にまで広がり、ユーロは対ドル相場、対円相場ともに大幅に下落した。

●EUの対応と問題の背景

こうした事態を受けてEUは、2010年3月、ユーロ圏諸国による首脳会議を開催し、ギリシャが資金繰りに行き詰まった場合に限り、ユーロ圏諸国と国際通貨基金(IMF)が協調して融資、支援することで合意した。融資の実施にはユーロ圏諸国の全会一致の決定が必要となるが、実施されれば、1999年のユーロ発足以来、初のケースとなる。

この合意にいたる協議の過程では、フランスなどがEU単独での支援を主張する一方、ドイツがEUによる安易な支援に反対し、IMFの関与を求めるという対立があった。ギリシャの財政赤字の拡大の背景には、手厚い社会保障や脱税の横行、汚職などの問題があることも影響して、ドイ

ツではギリシャの救済のために税金が投入されることに対し、世論が猛烈に反発していた。しかし、財政危機を放置した場合に、ユーロ圏全域で経済の悪化が進む可能性を考えれば、支援策の発表は必要であった。そのため最終的には、IMFの関与を求めるものの、支援の3分の2をユーロ圏の負担とすることにより、ユーロ圏の主導権の確保をはかることで決着した。

ユーロ圏では欧州中央銀行による共通の金融政策がおこなわれる一方、財政政策は加盟各国任せで、財政赤字の拡大をユーロ圏全体で抑制することができない。財政危機や、協議の過程での対立の背景には、こうした構造的な問題がある。また、加盟国内での経済格差も指摘されている。

●さらなる統合をめざして

EUは、発足以来、さまざまな面で統合を進めてきた。加盟国も増加を続けたため、EU全体での決定が難しくなるなどの問題が起こり、EUの権限強化と効率的な運営をめざして、2004年にまず欧州憲法条約が採択された。しかし、フランスとオランダの国民投票で批准が否決された。そのため、2007年、EUは条約の名称から「憲法」の文言を削り、統一国家を連想させるEUの旗などの要素を削除するなどの修正を加えた、リスボン条約を採択した。

リスボン条約のポイント

- ①EU首脳会議常任議長(EU大統領に相当)と外交安全保障上級代表(EU外相に相当)の創設
- ②議決ルールの基本を全会一致から特定多数決(加盟国数と人口を組み合わせた多数決)に変更
- ③ほぼ全分野で立法過程に関わるなど欧州議会の役割の強化
- ④27か国という現行の加盟国数の上限撤廃

2009年には全加盟国の批准により条約が発効し、EU大統領とEU外相も選出され、EUの統合はさらに深まりつつある。そのなかでのギリシャの財政危機は、統合を深めるEUが共通の利益に向けて、団結して問題を解決しうるのかを問う課題といえる。しかし、今回の支援策ではIMFの関与を求めたため、EUの問題処理能力が疑問視されることとなった。そのため、こうした事態を繰り返さないよう、ユーロ圏諸国が財政危機に陥った場合に支援をおこなう、欧州版のIMFの必要性も指摘されている。EUは各国間の対立を乗り越えて同じ理想や目標を共有しているのか、国家を超えた統合という壮大な社会実験の真価が問われている。

●「日米密約報告書」を発表

2010年3月、外務省の有識者委員会によってまとめられた「日米密約報告書」を岡田外相が公表した。なお、密約とはあまり聞きなれないことばであるが、簡単にいうと、「国民には知らせない政府間の秘密の約束」のことである。

今回、有識者委員会が調査したのは、日本とアメリカの間で密約が疑われていた4つについてである。この報告書で、「日米安全保障条約改定時の核もちこみについて」は、日米間に暗黙の合意があり、「広い意味で密約があった」と結論づけている。このことは、アメリカの「核搭載艦船の寄港・通過」を事前協議の対象外として黙認していたことを意味する。過去何度も密約を疑われながらも否定してきた自民党政権は、国民にうそを言い続けていたのである。また、1967年以来、国是としてきた「核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」の非核三原則は「たてまえ」にすぎなかったともいえる。しかし、この報告を受け、現政権は非核三原則の堅持を強調しており、アメリカの政策転換で今後は核のもちこみが問題になることはないとしている。

この報告書が、単なる自民党政権時代の批判に終わるのではなく、新たな安全保障政策へ向けた一歩になることが求められる。なお、その他の調査対象の内容も含めて、外務省の報告とともに最後にまとめた。

●日米間の密約に対する報告書の概要（外務省資料参照）

調査対象	外務省報告	有識者委員会報告
日米安全保障条約改定時の核もちこみについて	「討議の記録」の写しは発見されたが、日米間の認識は不一致。	事実上黙認（暗黙の合意）。広い意味での密約あり。
朝鮮有事の際の戦闘作戦行動における在日米軍基地の使用について	事前協議なしを認める内容の非公表文書を発見。	日本側は、事前協議を免除する「朝鮮議事録」を密約と認識していたのは確実。
沖縄返還時の際の核再もちこみについて	「合意議事録」は発見されず。	「合意議事録」には拘束力がなく、必ずしも密約とはいえない。
沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりについて	「議論の要約」は発見されず。大臣書簡を作成しないとのメモを発見。	「議論の要約」は拘束する内容ではないが、両政府の財政処理を制約する点から「広い意味の密約」にあたる。

※「合意議事録」は、調査後に佐藤首相の遺品として残っていたことが判明。その後の政権に引き継がれた形跡はみられず。

2010年3月、「子ども手当法」が成立した。法律の施行はこの4月からで、支給は6月からとなっており、12か月分を年3回に分けて支給する。2010年度限定の法律であり、中学生までの子ども1人につき月額13,000円を支給する。なお、2010年度の対象者が約1,700万人で、総支給額が2兆2,500億円を超えているが、2011年度以降は、その都度法案を提出することになっている。また、2011年度からは26,000円の支給を予定しているため、5兆円の財源が必要となる。そのため、ますます財源の確保が問題となる。

その他にも、児童手当の廃止を加味して試算された統計によると、高所得世帯ほど、手取りが多くなるという報道もあり、このような手当よりも他にもっと政策があるのではないかとの意見もある。

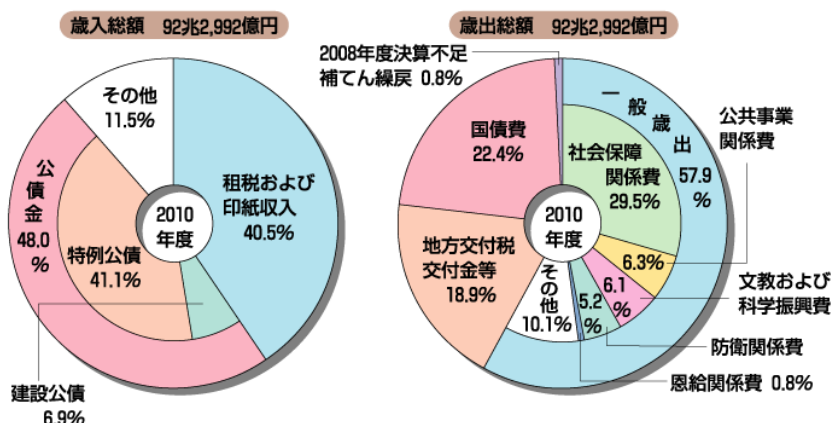
●子ども手当の支給対象者基準への疑問

日本人の子どもでも親と海外に在住なら支給されないが、親が日本在住で子が海外留学中なら支給される。また、親が海外赴任中で日本の全寮制の学校で暮らす子どもには支給されないが、親が海外赴任中でも日本で親類と暮らす子どもには支給される。外国人の子どもにおいても、親と日本で暮らしている場合や、1年以上日本に居住する見込みのある外国人が母国に子どもを残してきた場合でも、要件を満たせば支給される。この手当のために、母国で養子縁組をした場合はどうなるのかなど、支給対象者の基準に疑問をもつ人々も多い。

その他にも、さまざまな問題が指摘されており、欠陥だらけの法律との声も強い。

第一学習社版 教科書・副教材のデータ更新等

①一般会計予算 (財務省資料)



関連するページ

●教科書

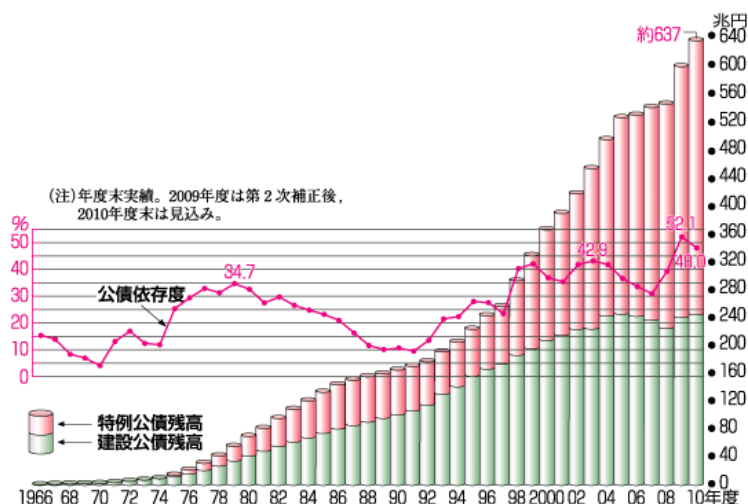
現社 026	p. 86
現社 027	p. 76
政経 020	p. 108
政経 025	p. 68

●副教材

クロ現社	p. 86
最新現社	p. 91
最新政経	p. 199

解説 2010年3月24日、民主・社民・国民新党の連立政権がはじめて編成した2010年度一般会計予算が成立した。2010年度一般会計予算の総額は、92兆2,992億円となり、2年連続で過去最大を更新した。鳩山内閣が掲げる「コンクリートから人へ」の方針にもとづき、公共事業費が前年度当初比18.3%減の過去最大の下げ幅となり、5兆7,731億円に抑制された。一方、社会保障費が前年度当初比9.8%増の27兆2,686億円に増加し、与党が公約として掲げた「子ども手当」や農家の戸別所得補償、高校授業料実質無償化などの新規事業も盛り込まれた。しかし、景気の低迷により、税収が前年度当初比18.9%減の37兆3,960億円と落ち込むなか、新規事業などをまかなうため、過去最大となる44兆3,030億円の新規国債を発行することとなった。2010年度一般会計予算では、戦後はじめて当初予算の段階から新規国債発行額が税収を上回った。

②公債依存度と公債残高の推移 (財務省資料)



関連するページ

●教科書

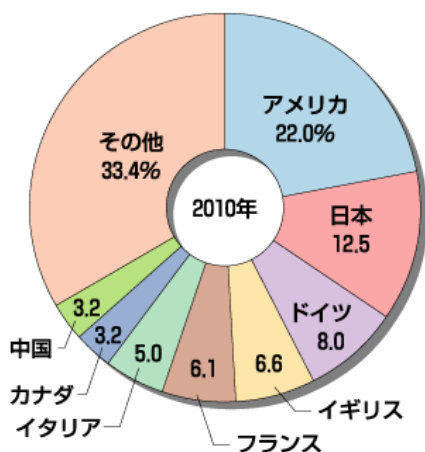
現社 026	p. 90
現社 027	p. 77
政経 020	p. 113
政経 025	p. 71

●副教材

クロ現社	p. 90
最新現社	p. 93
最新政経	p. 205

解説 2010年度の一般会計予算のうち、税収不足を補うための新規国債発行額は、過去最大の44兆3,030億円となった。公債依存度も48.0%となり、2010年度末の公債残高の累計は、2010年度一般会計予算の税収の約17年分に相当する約637兆円となる見通しである。民主党は、マニフェストに掲げた「子ども手当」などの新規事業について、「国の予算の組み替え」と無駄遣いの削減によって財源を確保するとしてきた。しかし、鳩山内閣が一般会計予算の作成段階で実施した「事業仕分け」では、約7,000億円の削減にとどまった。予算審議では、鳩山首相や菅財務相が、当初の見通しの甘さの釈明に追われるなど、今後の財政健全化が急務となっている。政府は2011年度以降の予算編成に向け、中期財政フレームなどを策定し、財政再建に向けた取り組みを進めることとなった。

③国連分担金改定 (外務省資料)



解説 2009年12月、2010～2012年までの各国の国連分担金の分担率が決定された。国連分担金の分担率は、3年に一度、国連総会で見直される。分担率は、GNI（国民総所得）の世界計に対する各国の比率をもとに、国連で合意された一定の算出方法にしたがって、発展途上国に対する対外債務や1人当たり国民所得に応じた割引措置などの調整がおこなわれる。また、分担率の上限は22%、下限は0.001%と定められている。日本の分担率は、2007～2009年の約16.6%から、日本経済の減速を反映して2010～2012年では約12.5%に引き下げられた。一方、中国が約2.7%から約3.2%に、ブラジルが約0.9%から約1.6%となるなど、新興国では分担率が引き上げられた。

関連するページ

●教科書

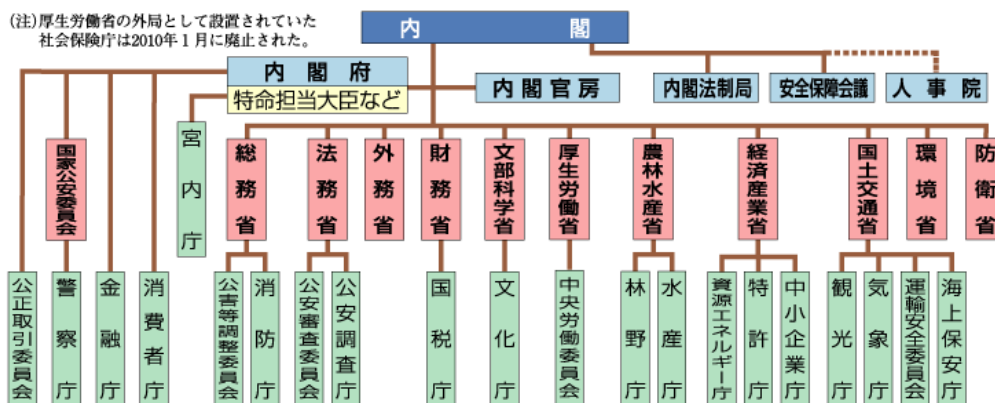
現社 026	p. 219
現社 027	p. 150
政経 020	p. 77
政経 025	p. 49

●副教材

クロ現社	p. 222
最新現社	p. 230
最新政経	p. 152

④日本の行政機構 (内閣府資料ほか)

(注)厚生労働省の外局として設置されていた社会保険庁は2010年1月に廃止された。



関連するページ

●教科書

現社 026	p. 184
現社 027	p. 135
政経 020	p. 45
政経 025	p. 30

●副教材

クロ現社	p. 188
最新現社	p. 191
最新政経	p. 98

解説 2010年1月、社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が設立された。社会保険庁は、5,000万件におよぶ年金の記録漏れの発覚や年金記録の名寄せに手間取るなど、国民の年金制度に対する信用を崩壊させていた。今回、設立された日本年金機構は、社会保険庁に代わって、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保をめざす非公務員型の公法人として設立された。日本年金機構は、国(厚生労働省)の監督の下、公的年金の適用、保険料の徴収、記録管理、相談、裁定、公的年金の給付など、公的年金にかかわる一連の運営業務をおこなう。また、コンプライアンス(法令遵守)に重点を置き、業務上のリスクの未然防止や再発防止などをめざすため、日本年金機構内に内部統制システムが構築されることとなった。公的年金制度に対する国民の不信感を拭い去ることができるかが注目される。

教科書	現社 026→改訂版 現代社会 現社 027→改訂版 新現代社会 政経 020→改訂版 政治・経済 政経 025→改訂版 新政治・経済
-----	--

副教材	クロ現社→クローズアップ現代社会 最新現社→最新現代社会資料集 最新政経→最新政治・経済資料集
-----	---

資料編に関連するホームページのURL

●予算・公債・財政投融资の情報

財務省 ◆ <http://www.mof.go.jp/>

ホームページで、予算・決算、公債、税制、財政投融资など財政に関する情報を提供。